

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

1. 実施した計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等名	八幡浜市						
地域内総人口 (人)	29,625人						
地域総面積 (km ²)	132.65km ²						
地域の要件	離島	半島	過疎				
地域の要件がその他の場合は具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称 (設立年月日)							
組合を構成する市町村							

イ. 計画実施期間

開始年月日	平成31年4月1日
終了年月日	令和6年3月31日
計画期間	5年

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	
	実施年度	
	実施方法	
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施しない地域		
プラ要件化対象事業の実施		
備考		

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	
策定済の構成市 (計画の名称)	
未策定の構成市 (策定予定時期)	
備考	

2 目標の達成状況

(一般廃棄物の処理)

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		令和〇〇年度	令和6年度	令和▲▲年度	実績/目標
①総人口(人)					
排出量	事業系ごみ排出量(トン)				0%
	生活系ごみ排出量(トン)				0%
	1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	0	0	0	0%
	その他排出量(集団回収等)				0%
	総排出量(トン)	0	0	0	0%
再生利用量	1人1日当たりの排出量(g/人日)	0	0	0	0%
	総資源化量(トン)				0%
最終処分量	総排出量に占める総資源化量の割合(%)	0	0	0	
	埋立最終処分量(トン)				0%
エネルギー回収量	総排出量に占める埋立最終処分量の割合(%)	0	0	0	
	年間の発電電力量(MWH)				
特記事項	年間の熱利用量(GJ)				

※ 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載。

(生活排水の処理)

生活排水処理に関する指標		平成30年度現状		令和6年度目標		令和6年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	21,580人	64.4%	24,000人	77.4%	20,039人	67.6%
	農業集落排水施設等	467人	1.4%	420人	1.4%	387人	1.3%
	合併処理浄化槽等	3,829人	11.4%	3,450人	11.1%	4,028人	13.6%
	小計：汚水衛生処理人口	25,876人	77.2%	27,870人	89.9%	24,454人	82.6%
	単独処理浄化槽等	5,538人	16.5%	2,423人	7.8%	4,292人	14.5%
	非水洗化人口	2,105人	6.3%	707人	2.3%	879人	3.0%
	小計：未処理人口	7,643人	22.8%	3,130人	10.1%	5,171人	17.5%
	合計：総人口	33,519人	100.0%	31,000人	100.0%	29,625人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	1.47キロリットル		0.49キロリットル		0.62キロリットル	
	浄化槽汚泥量	3.04キロリットル		2.30キロリットル		2.93キロリットル	
	合計	4.51キロリットル		2.79キロリットル		3.55キロリットル	

2 目標が達成できなかった要因

(生活排水の処理)

【公共下水道・集落排水施設等・単独処理浄化槽等・非水洗化人口】

それぞれ目標達成に至らなかった要因は、人口減少、高齢化等を当初の設定に想定しきれなかったことが考えられる。特に、当市の高齢化率が平成30年度末は39.0%、令和5年度末は41.7%と年々上昇しており、個人負担のある合併浄化槽への転換意識が働きにくいと考えられる。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和11年度まで

(生活排水の処理)

適正な目標の設定及び整備・利用等のPRを積極的に行い、引き続き公共浄化槽設置事業を実施することで未処理人口の減少に努める。

(都道府県知事の所見)

人口減少・高齢化が進行する中、合併処理浄化槽への転換意識の向上に向け、生活雑排水処理の重要性や補助制度について丁寧に説明するなど住民の理解促進に努めるとともに、特定既存単独処理浄化槽制度も積極的に活用いただきたい。

※令和6年3月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。